

【D】令和8年度「ジュニアアスリート発掘・育成事業」実施要項

1 目的

ジュニアアスリートの発掘・育成活動を支援することにより、競技人口の拡大を図るとともに、新たな選手発掘手法を構築し、本県競技力の基盤整備を図る。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟団体対象40競技団体（ジュニアのないクレー射撃を除く）のうち希望する団体

①水泳 ②ローイング ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー ⑨ボクシング
⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング ⑮ハンドボール
⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング ㉓柔道 ㉔ソフトボール
㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳・SC ㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道
㉞なぎなた ㉟ボウリング ㊱ゴルフ ㊲トライアスロン ㊳スケート ㊴アイスホッケー ㊵スキー

3 補助対象事業

- ① ジュニアアスリート（小、中学生）発掘事業（運動能力測定会及び育成プログラム等）
- ② 小、中学生を対象とした体験教室
- ③ 県競技団体が主催する小、中学生対象の強化拠点となる地域クラブ創設（支援）事業
※③については、希望調査後競技団体に聞き取りをし、精査後、事務局で決定する。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月末まで

5 希望調査期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月27日（金）

6 補助額

事務局で精査のうえ、経費の一部を補助する。

7 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 一貫指導体制構築を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 原則として県内全域を対象とすること。
- (3) 選手の発掘・育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。
特に、小学生については、神経系や調整力等を高めるトレーニングを取り入れること。
- (4) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (5) 申請書等は事業実施1ヶ月前に提出すること。様式D-1及びD-1-①～③
- (6) 実績報告書等については、事業完了後1ヶ月以内または、令和9年4月5日のいずれかの早い時期までに提出すること。様式D-2及びD-2-①～⑥
- (7) 報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (8) 押印の取扱いについて、
様式D-1「補助金交付申請書（交付申請書）」は、署名又は記名公印
様式D-2-④「謝金領収書」、様式D-2-⑤「交通費支払調書」は、署名又は押印
様式D-1「補助金交付申請書（実施希望調査申請書）」、様式D-2「補助金実績報告書」は、公印不要で事務処理すること。